

令和 4 年度第 2 4 回庁議提案 審議・**報告**・その他

提出 日：令和 5 年 3 月 2 2 日

担当部・課：総務部納税課 [内線 3 1 3 2]

総務部市民税課 [内線 3 0 9 1]

総務部資産税課 [内線 3 1 1 2]

保健福祉部保険年金課 [内線 2 3 3 2]

会計管理者会計課 [内線 6 8 3 2]

|  |
|--|
| ① 件 名  |
| e L T A X を通じた電子納付の対象税目拡大と地方税統一 Q R コードを活用した納付環境の整備について  |
| ② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）  |
| <p><b>【背景】</b><br/>地方税手続きの電子化に伴い、令和元年 1 0 月に地方税共通納税システムが稼働し、電子申告に加え、e L T A X（地方税ポータルシステム）を通じた電子納税が可能となった。当初、法人向けの法人市民税や個人市県民税（特別徴収）等を対象としていたが、税制改正により、令和 5 年 4 月から固定資産税や軽自動車税（種別割）等が対象税目に追加されることとなった。<br/>地方公共団体は、金融機関や地方税共同機構と連携し、電子納付の対象税目拡大と地方税統一 Q R コードを活用した納付環境の整備を求められている。</p> <p><b>【目的】</b><br/>電子納付の対象税目拡大と地方税統一 Q R コードを活用した納付環境を整備することにより、納税者の利便性向上に資するとともに、本市や金融機関等における業務の効率化・省力化等、事務負担の軽減を図る。</p> |
| ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性  |
| <p><b>【根拠法令】</b><br/>地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）<br/>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 1 号）<br/>官民データ活用推進基本法（平成 2 8 年法律第 1 0 3 号）<br/>デジタル社会形成基本法（令和 3 年法律第 3 5 号）</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b><br/>第 6 章 市民の声が共鳴し市民と行政が共に創るまち<br/>第 2 節 持続可能な行財政運営の推進<br/>4 自主財源の安定的確保を図る</p>   |
| ④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）   |
| <p>平成 3 1 年 4 月 地方税共同機構設立<br/>令和 元年 1 0 月 地方税共通納税システム稼働<br/>令和 3 年 9 月 導入に向けた関係課協議を開始<br/>令和 4 年 1 月 令和 4 年度当初予算裁定（税系システム改修、国民健康保険税システム改修）<br/>6 月 税系システム群改修着手<br/>7 月 国民健康保険税システム改修着手<br/>1 1 月 指定金融機関、ゆうちょ銀行と協議を開始<br/>令和 5 年 1 月 令和 5 年度当初予算裁定（国民健康保険税システム改修）<br/>3 月 運用開始に向けた関係課協議</p>   |

|  |
|--|
| <p><b>⑤ 主な内容</b></p> <p>1 実施内容 e L T A Xを通じた電子納付の対象税目拡大と地方税統一QRコードを活用した納付環境を整備する。納付書にQRコードを付すことにより、e L T A X操作、金融機関窓口、スマホ操作による納税を可能とする。</p> <p>2 実施時期 令和5年4月 固定資産税、都市計画税、軽自動車税（種別割）、個人市県民税（普通徴収）<br/>7月 国民健康保険税</p>  |
| <p><b>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</b></p> <p><b>【影響・効果】</b><br/>納付書に印刷された「QRコード」や「e L 番号」を利用することにより、本市収納代理金融機関に加え、全国の地方税統一QRコード対応金融機関での納付が可能となるほか、地方税共同機構が提供する「地方税お支払サイト」を通じ、スマートフォン決済アプリやクレジットカード等による納付が可能となり、納税者の利便性向上が図られる。</p> <p><b>【市財政への負担】</b><br/>委託料 12,650千円 税系システム群改修業務<br/>委託料 9,339千円 国民健康保険税システム等改修業務<br/>(財源) 一般財源</p> |
| <p><b>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</b></p> <p>固定資産税、都市計画税、軽自動車税（種別割）については、全地方公共団体が対応する。その他の税目は、準備が整い、希望する地方公共団体が対応する。</p>  |
| <p><b>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</b></p> <p>令和5年4月 電子納付の対象税目拡大開始<br/>市民周知（市ホームページ、市報5月号掲載、各納税通知書にチラシを同封）<br/>7月 国民健康保険税の取扱開始</p>   |
| <p><b>⑨ その他</b></p> <p>地方税共同機構は、地方税法に基づき地方公共団体が共同して運営する地方共同法人として平成31年4月に設立され、地方税に関する電子手続きのポータルシステムである「e L T A X」の管理運営などの業務を行っている。</p>  |